

崇広中学校における成績書換え問題における意見書

令和7年10月17日
法務統括監 塩谷 尚也

第1 意見書の概要

本件は、伊賀市立崇広中学校の2年生の音楽教科の成績について、音楽担当教諭が作成した136名の内54名の成績評価を、当校の校長が担当教諭の確認を取らないまま書換えを行い、三者懇談会の場において提示したものである。

本件の書換えは、適切な手続きを経ずになされた不当な成績の書換えであり、本意見書は、このような事象が何故起こったのか、その原因について調査・考察し、今後の再発防止のために、成績評価に関する改善の方針の意見を述べるものである。

第2 本件の問題点

1 成績評価基準の欠如

生徒の評定決定の基礎となる成績評価については、文部科学省や県等からの具体的な指針が示されておらず、文部科学省から配布される「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料において「評定の適切な決定方法等については各学校において定める」と記載されているに留まる(資料1)。

この点、公立中学校で行われる評定決定については、その内容が高校受験において内申点という評価項目として極めて重要な要素となっていることに加え、生徒に学校選択の自由が与えられていないことから、同一行政区域においては公平かつ平等な評価が行われる必要性が極めて高い。

このことから、公立中学校においては、一定の統一された基準に基づいた成績評価を基にした評定の決定が行われるべきであるが、文部科学省及び県から統一化された基準が示されることがないばかりか、伊賀市内の各中学校においても、評定の決定にかかる成績評価においては、各学校において「同じ学年の同一教科内で統一されたものがある」及び「統一したものはない」という回答が半数以上を占め(資料2)、伊賀市内における統一的な基準どころか、学校内での統一された基準すらほぼ存在していない現状が認められる。

また、「同一教科内で統一されたものがある」、「同じ学年の同一教科内で統一されたものがある」場合であっても、その基準が学校全体で共有されておらず、担当教員がどのような理由でその成績になったのか不明瞭となっている事実があったといえる。

2 成績のチェック体制の不備

組織として意思決定をする場合は、決裁権者が直接起案をするケースは稀であり、基本的

に起案者→承認者(1次、2次)→決裁権者というフローを辿ることが通常である。

そして、そのフローの中で起案に間違いが無いかをチェックして最終的に問題がないと判断されれば決裁権者が決裁を行い、正式な組織としての意思決定となる。

本件の評定決定に関しては、担当教員(起案者)→1次承認者(学年主任)→2次承認者(教頭)→校長(決裁権者)のフローで決裁を行うこととなっているが、担当教員が学年主任に対して評定評価のための後述の成績評価一覧表を提出し、学年主任が主として評定計算の誤りを精査し、その中で他教科や過去の成績と比較して、不合理と思われる成績評価があった場合のみ担当教員に確認をするという方法でチェックを行い、教頭及び決裁権者である校長に至った段階でも同様の手法でのチェックしか行っていなかった。

本来のチェック機能を充実させるためには、起案者に評価の理由を聞き取り、評価の根拠となる十分な資料を提出させた上で、根拠と評価の整合性の検証をしなければならないところ、本件のような手法では、単純なる評定の計算間違いと、承認者が目に見えて分かる成績の変化、他教科との格差でしか成績の不合理の可能性を判断することができず、適正な成績評価が行われているかのチェックという点では不十分であると言わざるを得ない。

また、そのチェックを行う期間も期末テストから採点・評価、生徒・保護者との面談までが約1週間と時間的スケジュールが極めてタイトなものであり、そのような時間的制約の中で、問題点を発見→担当教員に確認→精査→成績の修正というプロセスを、各教科ごとに行わなければいけないとなると、承認者、決裁権者が十分な時間をかけてチェックを行っていたかは甚だ疑問である。

3 成績評価資料の不存在

評定の決定に関わる判断資料として、前述の成績チェックにおいて担当教員以外が参考としている資料として使用されているのが、評定計算の3要素を記載した一覧表である(資料3)。

この一覧表は、評定決定の基礎となる3要素の評価結果のみが記載されており、なぜその3要素が表のとおりになったのかの理由については記載する欄が存在しない。

チェックの段階で当該成績の正当・不当を判断するためには、その成績となった理由を精査することが必須となるところ、本件においては、備考欄としてC評価となった場合のみその理由を記載するとの運用をしている。

しかしながら、適正な成績評価か否かを判断するためにはC評価の理由のみならず、A、B評価となった理由も重要であり、不当に高評価を与えられている場合には、それらを是正する必要があるのであるから、当該成績となった理由についてはA、B、Cの評価問わずに理由を記載すべきであり、これらの情報が無い状態での成績のチェックが適切に行われるとは到底思われない。

以上のことから、現状の伊賀市における中学校教育現場は、成績評価の正当性の精査のための資料作成が不十分であったとことがうかがえる。

4 非常勤講師の待遇

本件では上記3つの組織的な問題に加えて、非常勤講師の待遇も問題となっていると考えられる。

現在、伊賀市においては常勤である正規教員・常勤講師と特定の授業時間のみ出勤している非常勤講師の2種類が存在している。

この点、正規教員・常勤講師は授業時間以外の時間も学校に在勤し、授業の準備や採点などの事務、他教員との打ち合わせや会議等を「勤務時間」として行うことができるが、非常勤講師については給与が授業のコマ単位で支払われており、授業時間以外の事務や打ち合わせや会議等には給与が支払われない。

そのため、授業以外の必要な事務や成績評価は「サービス残業」の形で無報酬で学校ないし自宅で行っているという現状がある。

このような状態では非常勤講師は、自身の成績評価について学校での検証を行う場合には常に無報酬での労働を強いられることになり、非常勤講師に過度な負担を強いることになる。また、学校側も検証のための時間の確保も強制することができず、十分な検討・検証を行うための時間を確保することが困難である。

このような非常勤講師の勤務状況も適正な成績評価・評定決定の実現を妨げる原因の1つとなっていると考えられる。

第3 問題点の改善に関する意見

1 成績評価基準の設定

文部科学省においては、成績評価において「評定の適切な決定方法等については各学校において定める」と定めているが、評定の決定方法を各学校ごとに独自に定めることを認めてしまうと、同一の能力や学習姿勢を持った生徒が存在した場合に、甲学校に在籍すればA教科の評定で4と評価されるのにもかかわらず、乙学校に在籍した場合にはA教科の評定が2になってしまうという、生徒個人の能力とは関係ない運に関わることで評定が左右されるという不合理な結果を生じさせる可能性がある。

公立中学校は生徒が自由に学校を選べない上に、その評定が内申点という形で高校受験の考査の材料となることを考えると、完全に学校の自由で決めるというのは妥当ではなく、市内全学校において一定の統一した基準は必要であると思われる。

また、実際に成績を付ける担当教員の多くも、一定の統一化された基準が存在する方が業務に資すると回答しており、統一基準の設定が望ましいといえる。

とはいえ、成績評価で最も重要なのは、現場で実際に生徒を指導する担当教員の評価であるため、市として設けるべき統一した評価基準と現場で設定すべき評価基準をバランスよく分ける必要がある。

以下において、成績評価基準の設定を誰がどのように行い、それをどのように運用すべき

か、1つの案を提示する。

(1) 評価基準の設定

ア 市で定めるべき項目

- ・評価の大枠(書物で言うところの章のようなもの)
- ・各大枠ごとの評価割合(学科:実技 = 4:6 といったようなもの)

イ 教科単位で定めるべき基準

- ・市が定めた大枠の中で学期内で行うカリキュラムに即した詳細な評価基準(書物でいうところの節のようなもの)
- ・評価基準内の点数配分

実際に行われる授業において評価すべき項目については、実際に授業を担当する教員の意見を十分に反映させる必要があるため、これを市で設定することは適切でないことから、授業における詳細な基準については、担当教員によって定められるべきである。

しかしながら、この教科単位での評価基準についても学校ごとに評価基準が異なれば通う学校によって評価の厳緩が生じてしまい不平等であるため、教科ごとに統一された基準が用いられる必要がある。

そのため、各年度ごとに各学校の教科担当教員で評価基準を協議する機会を設け、市が定めた評価の大枠を基に、統一した詳細な成績評価基準の策定を行うべきである。

これによって決定した評価基準は明文化し、教育委員会に報告し各学校で基準を共有及び後述する成績評価資料に落とし込むことで、評価の統一化・明確化を図る。

また、実際の評価段階においては、上記で定めた評価基準を基に担当教員が評価を行うが、この評価について数値化を行っていない科目・項目が相当数存在している(資料2)。

この状態では後述する成績評価のチェック段階でのチェックが十分に働かない上に、成績評価を生徒・保護者に担任が面談で説明する場面において、成績評価の根拠となる資料が存在せず、かつ、自身が実際に評価した成績ではないことから、生徒・保護者に成績の根拠の十分な説明が行えない事態に陥る可能性がある。

そのため、成績評価を可視化するために、上記の協議で定めた評価基準の点数配分も併せて決定し、各項目を点数評価した成績評価を行い、それを後述の通り資料化すべきである。

この協議によって定めた成績評価基準は、評価の統一化のために教育委員会及び各学校に報告し、成績評価基準の共有を行うものとする。

(2) 生徒・保護者との共有(成績評価の見える化)

上記の手続きによって策定した成績基準及び評価割合は、シラバスによって生徒・保護者に開示するものとする。

アンケートの結果(資料2)によれば、成績評価基準を生徒・保護者に対し口頭説明にとど

まっているものや説明をしていない場合も相当数確認できるが、評価基準が客観的に明らかであった方が、生徒の努力の方向性が明確になる上に、保護者に成績の説明をする際にも明確な説明が可能となるため、各教科においてシラバスを配布し、評価基準の周知を図るべきである。

2 チェック体制の整備

現在伊賀市内の中学校で行われている、担当教諭→学年主任→教頭→校長というチェックフローは、成績の提出を受けてから約1週間という時間的制約の中で通常の学校業務と並行して個別に行うことを前提とすると、現実的に無理がある。

その結果、現実としての成績評価のチェックは評定の計算違いや明らかに不合理な成績の場合の個別確認に留まっており、それ以外の不合理の可能性が見過ごされている可能性も考えられる。

この点に関しては、学年・学級ごとに一括で成績評価の検証をする機会を設け、成績の適正検証を義務化すべきである(仮に「成績評価検証会議」とする)。

その中で担当教員がその成績を付けた理由を後述の資料とともに説明し、全体として検証を行うことで精密で漏れのない成績チェックを行うことができると考えられる。

3 成績評価資料の改善

これまでの評定決定の基礎となる成績評価表は、前述のとおり、評定決定の3要素について単純にA・B・Cの結果のみを記載し、C評価があった場合のみ備考として、その理由を記載することとされていた(資料3)。

しかしこれでは、C評価のみならずA・B評価が正当なものであったかの判断が資料からは読み取ることができない。A・B評価についても、理由があって成績を付けているのであるから、その理由も記載すべきである。

また前述した3要素の評価基準毎に評価を点数も記載し、成績評価の根拠を客観的に可視化できるようにすべきである。

このように全ての成績において理由が付されることで、その成績の正当性のチェック機能の精度も向上し、生徒・保護者と面談を行う担当教員もより詳細な成績説明をすることが可能となると考えられる。

以上のことを踏まえ、評定決定のために作成する成績評価資料についての参考案を別表にて提示する(添付別表参照)。

この成績評価資料を基に前述した成績評価検討会議を行うことで、より正確で確実な評定決定を行うことができると考えられる。

4 非常勤講師の待遇改善

現在において、非常勤講師の報酬は担当する授業のコマ数のみに対して支払われている

が、教師という業務の内容は授業の準備、テスト作成・採点、成績評価、その他学校との打ち合わせ等多岐に亘っている。現在でも授業の準備やテストの作成・採点、成績評価については、ボランティアのような状態で処理をしている教員が多く存在している。

そのような状況の中、上記で示した成績評価検証会議等の労働を非常勤講師に負担させることは適切ではないし、給与が支払われない業務を強制する命令も当然無効となるため、このままでは成績評価検証会議等に参加させることができない。

そのため、授業に対して支払われるとは別に、授業時間以外の業務、すなわち前述した年度の評定基準会議、学期ごとのテスト作成事務、採点事務、その後の成績評価検証会議にかかるおおよその時間を試算し、その時間を非常勤講師の特別勤務時間として割り当て、その時間については市費をもって給与を支給するものとするべきである。

割り当てるべき勤務時間及び支給すべき給与水準についてはその他正規教員や業務内容等を総合的に判断して決定するものとする。

以上

参考資料

- 1 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
- 2 成績評価における評価の実態に関わるアンケート結果概要
- 3 評定決定のための3段階評価の一覧表

別表

修正成績評価表案

成績評価表

対象生徒

	点数	評価項目		評価理由
		市の評価項目(大枠)	学校の評価項目(詳細)	
知識 ・ 技能		・ ・ ・	・ ・ ・	
		・ ・ ・	・ ・ ・	
	評価	・ ・	・ ・	
思考 ・ 判断		・ ・ ・	・ ・ ・	
		・ ・ ・	・ ・ ・	
	評価	・ ・	・ ・	
主体性		・ ・ ・	・ ・ ・	
		・ ・ ・	・ ・ ・	
	評価	・ ・	・ ・	